



## 中古自動車の売却トラブルに注意！

2023. 8  
編集・発行  
浜松市くらしのセンター  
〒432-8032  
浜松市中区海老塚町51-1  
【電話相談】  
市民相談 457-2025  
交通事故相談 457-2233  
消費生活相談 457-2205

中古自動車の売却に関する相談が全国的に増加しています。「強引に契約させられた」「契約後すぐにキャンセルを申し出たら、高額なキャンセル料を提示された」など強引な勧誘やキャンセル時のトラブルの相談です。



今月号では、中古自動車の売却に関するトラブル事例と注意点を紹介します。

### ◆ 事例 インターネットで査定を依頼したら・・・

インターネットの一括査定サイトで中古車の査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の一社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で買い取る」と、強引に契約させられ、車を持って行かれた。30分後に「他社と比較したいので車を戻してほしい」と伝えたが、「今から返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ、車を返してもらえない。解約して車を取り戻したい。(70歳代)



### ◆ ひとつアドバイス

- 車の売却は、特定商取引法によるクーリング・オフの対象外です。査定場で「今日なら高く買い取る」などと急かされても、一度冷静に考えましょう。
- 複数の事業者からの査定額をしっかりと比較検討することが大切です。強引に売却を迫る事業者には「今回は査定をお願いしただけで、今は売らない」「他店の査定額と比べる」などと伝え、きっぱりと断りましょう。
- 契約後は、原則として契約書の内容に従うこととなります。契約前に契約書をよく確認しましょう。特にキャンセル料が発生する時期やその金額の確認は重要です。
- 車の売却で困ったときは、車買い取りの事業者団体である(一社)日本自動車購入協会(JPUC)の消費者相談窓口(0120-93-4595)に相談しましょう。
- 困った時、不安に思った時、トラブルにあった時は、浜松市くらしのセンター等に相談しましょう。

(浜松市くらしのセンター：457-2205、消費者ホットライン188)

【参考・引用】見守り新鮮情報 (2023年7月4日公表) 発行:独立行政法人国民生活センター



くらしのセンターご案内

こちらへ



消費者ホットラインご案内

こちらへ



## エシカルコラム Vol.80 エシカル消費



先月号では、エシカル消費とは何か、SDGsとの関係、について紹介しました。今月号ではエシカル消費に取り組むための新たな視点について紹介します。

### 未来につながるエシカル消費②

# エシカル消費は今までと何が違う？



この具体例は必ずしも1つの分類のみに当てはまるとは限りません

※1 ESG投資：従来の財務情報だけでなく、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資。企業の評価指標の一つとして注目されている。

※2 ダイバーシティ：人種、性別、年齢、信仰等にこだわらず多様な人材を生かそうとする考え方

### ◎エシカル消費の視点(基準)

私たちが様々な商品やサービスを選択するとき、これまでは「価格」「品質」「数量」「安心・安全」「ブランド」などを基準としてきました。これらも重要な基準ですが、エシカル消費ではこれまでとは違う新たな視点(基準)を加えて選択するようにします。その視点とは・・・

①みんなの未来を考える      ②自分の周りの地域や世界を考える

③様々な立場の人たちに優しい社会につながるか考える

「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」から「未来・長期」「地域・世界」「みんなに優しい社会」に視点を変えると、自分なりのエシカル消費への取り組み方が見えてきます。

(次号に続きます)

【参考・引用】消費者庁発行パンフレット「みんなの未来に エシカル消費」

主要生活物資価格調査結果は、総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」  
をご覧ください(<https://www.stat.go.jp/data/kouri/doukou/index.html>)



消費者庁イラスト集より